

練馬区介護保険住宅改修・高齢者自立支援住宅改修Q&A

※他保険者の場合は、必ず当該保険者に確認をしてください。

No.	種別	質問	回答
1	介護保険 申請方法	介護保険住宅改修の支給方法はどのような種類がありますか。	<p>「償還払い」と「受領委任払い」の2種類があります。 ※受領委任払いの場合は要件がございます。</p> <p>【償還払い】 ⇒利用者（被保険者）が工事費用の全額を施工業者に支払い、後から申請により、保険給付分を区から利用者に支給する方法です。</p> <p>【受領委任払い】 ⇒利用者（被保険者）が工事費用（保険対象部分）の1割から3割を施工業者に支払い、後から申請により、区が施工業者に保険給付分（7割から9割）を支給する方法です。 ◎受領委任払いは、要介護認定の新規申請中、区分変更申請中、給付制限中の方は、受領委任払いをご利用いただけません。 ◎練馬区と受領委任払い契約をしている施工業者が施工する場合にご利用できません（受領委任払い契約をしている業者については、介護保険課給付係までお問合せください。）。</p>
2	介護保険 施工業者の要件	介護保険住宅改修の申請を行う際の、施工業者の要件はありますか。	<p>【償還払い】 要件はありません。</p> <p>【受領委任払い】 練馬区と契約した業者が要件となります。 契約している施工業者や契約を希望される場合は、申請書類をお送りしますので介護保険課給付係までお問い合わせください。 ◎受領委任払いは、原則一時的に改修費用の負担が困難な利用者に応じた制度です。施工業者の利便性や有益性が制度活用の目的にならないようにしてください。</p>
3	高齢者自立支援 施工業者の要件	練馬区高齢者自立支援住宅改修の申請を行う際の、施工業者の要件はありますか。	<p>練馬区と高齢者自立支援住宅改修事業者として協定を締結していることが要件となります。 施工業者が協定業者になっているかどうかについては、介護保険課給付係または地域包括支援センターまでお問い合わせください。 また、協定の締結を希望される場合は、申請書類をお送りしますので介護保険課給付係までお問い合わせください。</p>
4	介護保険 高齢者自立支援	被保険者が一時的に住民票の住所とは別の住宅で生活しているが、この別の住宅で改修工事を行った場合、住宅改修給付の対象となりますか。	<p>住民票とは別の住宅での工事は支給対象外です。 介護保険の住宅改修は、介護保険被保険者証の住所における住宅の工事が支給対象となります。</p>
5	介護保険	40歳～65歳未満で生活保護受給中の要介護認定者（みなし2号）の住宅改修はどのように申請するのか。	<p>みなし2号の方は介護保険被保険者ではないため、介護保険による住宅改修の支給対象外です。 生活保護費より介護扶助として支給されますので、申請方法等については各総合福祉事務所へご連絡願います。</p>
6	介護保険 高齢者自立支援 事前申請	利用者が医療機関に入院または施設に入所の場合に、住宅改修の事前申請は可能ですか。	<p>住宅改修は居宅サービスですので、原則、施設入所中や医療機関に入院中の場合は申請できません。 ただし、退院（退所）後の在宅生活に備え改修が必要などの理由があれば、申請は可能です。 介護保険の場合、申請方法は償還払い、受領委任払いのどちらでも可能ですが、介護保険も高齢者自立支援住宅改修給付いずれも事後申請は、必ず利用者が退院（退所）して自宅に戻られた後に行ってください。 もし、工事完了後、結果的に退院（退所）できず自宅での生活実態がなかった場合には、住宅改修費の支給はできませんのでご注意ください。</p>
7	介護保険 事前申請	利用者が複数いる場合、支給限度額の管理はどうなるか。また、工事費の按分は認められますか。	<p>支給限度額管理は利用者ごとに行われます。 複数の利用者（被保険者）が同一住宅に居住し、同時に複数の利用者の住宅改修が行われた場合には、住宅改修の範囲が重複しなければ、それぞれの支給限度額（20万円）までの申請が可能です。同一製品・同一箇所・同一項目の工事について、利用者ごとに費用を按分した申請は認められません。 例えば、要介護認定のあるご夫婦が申請する場合で過去に支給履歴が無い場合は、20万円×2人＝40万円が支給限度額になります。 また、利用者ごとに製品、工事項目を分けていれば（妻：1階廊下手摺 夫：階段手摺、浴槽）、それぞれ申請できます。</p>

練馬区介護保険住宅改修・高齢者自立支援住宅改修Q&A

※他保険者の場合は、必ず当該保険者に確認をしてください。

No.	種別	質問	回答																						
8	介護保険 支給限度額リセット要件	支給限度額（20万円）がリセットされるのはどのような場合ですか。	<p>支給限度額（20万円）がリセットされるのは、次の2つの場合です。 ①転居した場合 ②「介護必要の程度」の段階が3段階以上上がる場合。②は1回のみです。</p> <p>あくまで介護度が著しく高くなった場合の規定ですので、介護度が3段階以上上がった場合は、支給限度額リセットの例外は適用されません。</p> <table border="1"> <tr> <th>「介護必要の程度」の段階区分</th> <th>要介護状態区分</th> </tr> <tr> <td>6</td> <td>要介護5</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>要介護4</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>要介護3</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>要介護2</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>要介護1、要支援2</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>要支援1</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <th>最初の着工時点での介護度</th> <th>リセットされる場合の介護度</th> </tr> <tr> <td>旧要支援、要支援1</td> <td>要介護3～5</td> </tr> <tr> <td>要支援2、要介護1</td> <td>要介護4～5</td> </tr> <tr> <td>要介護2</td> <td>要介護5</td> </tr> </table> <p>注）「介護必要の程度」の段階区分の2は、「要介護1と要支援2」になりますのでご注意ください。</p>	「介護必要の程度」の段階区分	要介護状態区分	6	要介護5	5	要介護4	4	要介護3	3	要介護2	2	要介護1、要支援2	1	要支援1	最初の着工時点での介護度	リセットされる場合の介護度	旧要支援、要支援1	要介護3～5	要支援2、要介護1	要介護4～5	要介護2	要介護5
「介護必要の程度」の段階区分	要介護状態区分																								
6	要介護5																								
5	要介護4																								
4	要介護3																								
3	要介護2																								
2	要介護1、要支援2																								
1	要支援1																								
最初の着工時点での介護度	リセットされる場合の介護度																								
旧要支援、要支援1	要介護3～5																								
要支援2、要介護1	要介護4～5																								
要介護2	要介護5																								
9	高齢者自立支援 支給限度額リセット要件	高齢者自立支援住宅改修給付は、介護保険住宅改修費と同様に支給額のリセットは適用されますか。	<p>高齢者自立支援住宅改修給付の支給限度額は、リセットされません。 介護度が著しく高くなる場合、転居された場合も、過去の支給履歴があればそれを支給限度額から控除した金額の範囲内が給付されます。 なお、介護保険住宅改修費および高齢者自立支援住宅改修給付の申請について回数制限は設けられていません。したがって、支給限度額内であれば複数回の申請が可能です。</p>																						
10	介護保険 事前申請	次の場合、介護保険住宅改修の事前申請は可能ですか。 (1) 介護認定新規申請中 (2) 区分変更申請中 (3) 認定更新手続き中であるが認定期間が過ぎてしまっている。	<p>介護保険住宅改修は、(1)(2)(3)のいずれも償還払いのみ申請可能です(受領委任払いは申請できません。) 事後申請（支給申請）は、要介護または要支援認定の判定が出た後に行ってください。</p>																						
11	高齢者自立支援 介護保険および 高齢者自立支援（設備給付）併用 事前申請	次の場合、高齢者自立支援住宅改修給付の事前申請は可能ですか。 (1) 介護認定新規申請中 (2) 区分変更申請中 (3) 認定更新手続き中であるが認定期間が過ぎてしまっている。	<p>高齢者自立支援住宅改修の申請は受領委任払いのため、対象者の要件（要支援、要介護認定のある方）が確定していない(1)(2)(3)いずれの場合も申請対象者になりません。 (1)から(3)の申請の結果、要介護または要支援認定の判定が出た後に事前申請をしてください。</p>																						
12	介護保険 高齢者自立支援（予防給付） 事前申請	要介護認定の新規申請中の方が、介護保険住宅改修事前承認申請した。しかし、その後認定結果が非該当となった場合、改修費用は保険適用外となりますか。	<p>要介護認定の結果が「非該当」の場合は、介護保険住宅改修費の支給を受けることはできません。 ただし、65歳以上の方で下記(1)(2)いずれも該当する場合は、「高齢者自立支援住宅改修（予防給付）」制度の対象となります（ただし、浴槽取替工事は除く）。 (1) 施工業者が「高齢者自立支援住宅改修協定業者」に該当。 (2) 利用者が基本チェックリスト（健康長寿チェックシート）の一定基準※を満たしている方。基本チェックリストは、地域包括支援センターにて作成します。 この場合、高齢者自立支援住宅改修事前承認申請を、介護保険住宅改修事前申請日に遡って収受したとみなします。 ※一定基準とは、次の①と②両方を満たす人です。 ①基本チェックリストNo.6から10における得点が3点以上 ②基本チェックリストNo.1から20における得点が10点以上 従いまして、「非該当」となった場合に高齢者自立支援住宅改修給付（予防給付）を希望される場合は、介護保険の住宅改修事前申請書類とあわせて、高齢者自立支援住宅改修給付の申請書類（申請書、工事計画書、基本チェックリスト）もご提出ください。</p>																						

練馬区介護保険住宅改修・高齢者自立支援住宅改修Q&A

※他保険者の場合は、必ず当該保険者に確認をしてください。

No.	種別	質問	回答
13	介護保険 事前申請	「住宅改修が必要な理由書」の作成者として認められる者は誰ですか。	居宅サービス計画等を作成する 介護支援専門員および地域包括支援センターの担当職員 （以下、「介護支援専門員等」という。）です。 やむを得ず介護支援専門員等が理由書を作成できない場合は、以下の資格者の理由書作成を認めています。その場合は、作成者が介護支援専門員等でない理由を理由書に必ず記入し、工事内容や利用者の心身状況等について、介護支援専門員等と十分に連絡調整を行ってください。 ①理学療法士（PT） ②作業療法士（OT） ③福祉住環境コーディネーター2級以上取得者 なお、上記①から③が理由書を作成した場合、区職員が利用者（被保険者）宅へ訪問し現地調査を行う場合がありますので、事前申請から承認までお時間をいただきます。
14	介護保険 事前申請	介護保険住宅改修の事前申請時の見積書および内訳書について、指定の書式はありますか。 介護保険対象外の工事も含まれる場合、対象外工事も含める必要がありますか。 その他作成上の注意点はありますか。	指定の書式はありませんが、介護保険対象工事と対象外工事とが明確に区分された見積内訳書が必要です。練馬区ホームページに工事内訳書の雛形が掲載されているので、必要に応じてご活用ください。 その他の注意点として、 見積書には利用者氏名（フルネーム）、施工業者の名称、住所、連絡先、担当者氏名を記載し、会社印を押印してください。 また、ここでいう利用者とは、介護保険住宅改修費の支給対象者である、要介護・要支援認定を受けた被保険者のことをいいます。
15	高齢者自立支援 事前申請	高齢者自立支援住宅改修の事前申請時の見積書および内訳書について、指定の書式はありますか。 高齢者自立支援住宅改修対象外の工事も含まれる場合、対象外部分も含める必要がありますか。 その他作成上の注意点はありますか。	指定の書式はありませんが、高齢者自立支援の対象工事と対象外工事とが明確に区分された見積内訳書が必要です。練馬区ホームページに工事内訳書の雛形が掲載されているので、必要に応じてご活用ください。 その他の注意点として、 ・ 見積書の宛名は「練馬区長」と記載してください。 ・施工業者の名称、住所、連絡先、担当者氏名、利用者氏名（フルネーム）、を記載し、会社印を押印してください。
16	介護保険 高齢者自立支援（設備給付） 事前申請	浴槽交換や便器様式化について介護保険と高齢者自立支援を併用したいのだが、この場合「工事内訳書」における、工事項目の振り分けについてのルールはありますか。	「介護保険対象工事」「区委託事業（高齢者自立支援住宅改修）対象工事」「介護保険対象外工事」それぞれへの振り分け方について、厳密な規定はありません。工事項目の振り分け方、金額の按分等についてご不明な場合は、「住宅改修確認会担当」に直接お問い合わせください。 （受付日時：火曜日・金曜日 9:00～11:30 ☎03-5984-4591） ※練馬区では、住宅改修に係る書類の確認審査を、福祉・建築等の専門家が所属するNPO法人に委託しています。書類確認審査は毎週火曜・金曜日の午前中に開催しています。
17	介護保険 高齢者自立支援 事前申請	承諾書はどのような場合に必要ですか。	住宅改修の利用者と住宅所有者が異なる場合に必要となります。 （例）利用者が賃貸住宅に住んでいる場合（住宅所有者の承諾が必要です。） 夫（妻）が所有するご自宅に、妻（夫）が住宅改修を行う場合など。
18	介護保険 高齢者自立支援 事前申請	都営住宅や区営住宅の場合、承諾書はどうすればいいですか。	都営住宅の場合は「住宅模様替え届（兼受理証明書）」または「住宅模様替え・増築・住宅敷地内工作物設置許可書」、区営住宅の場合は「区営住宅模様替え（工作物設置）許可書」（いずれも写し）をもって、「住宅改修に係る承諾書」に代わる書類とします。
19	介護保険 高齢者自立支援 事前申請	住宅所有者が共有名義の場合、承諾書はどのようにすればよろしいですか。	共有名義の場合は、原則として住宅所有者全員の承諾書が必要となります。
20	介護保険 高齢者自立支援 事前申請	事前申請をして区で工事内容を確認後、何日以内に工事をしないといけないのですか。	工事内容を確認してから何日以内というのは決められていません。 ただし、利用者の身体状況を踏まえての改修工事ですので速やかな着工が望まれます。 もし諸事情により当面の間改修工事ができなくなった場合は、練馬区介護保険課給付係へご連絡願います。
21	介護保険 高齢者自立支援 事前申請	事前申請をして区で工事内容を確認後、工事内容に変更が生じた場合、再申請は必要ですか。	事前申請の内容に変更が生じた場合は、原則として再申請が必要です。 ただし、変更が軽微であれば（手すりの取付け高さ変更、フック等の材料変更等）、事後申請時の差し替え対応が認められる場合もあります。 事前申請承認後に工事内容の変更が生じた場合は、介護保険課給付係へご連絡願います。
22	介護保険 写真の添付	写真に日付を入れ忘れたため、手書きで撮影日を記入してもいいですか。	手書きでの記入は不可です。 事前申請や事後申請時の写真に日付がない場合は、日付の写りこんだ写真に撮り直して再提出をお願いします。 日付機能のないカメラの場合は、改修現場に日付を記入した黑板や紙等を置いて、写真に写し込む等の対応をお願いします。
23	介護保険 事後申請	介護保険住宅改修費請求書に記入する金額を教えてください。	介護保険請求金額（保険給付分）を記入してください。 ただし、過去に住宅改修費の支給履歴がある場合や、利用者（被保険者）の介護保険自己負担割合が不明な場合等により 介護保険請求金額が不明であれば、空欄でも構いません。

練馬区介護保険住宅改修・高齢者自立支援住宅改修Q&A

※他保険者の場合は、必ず当該保険者に確認をしてください。

No.	種別	質問	回答
24	高齢者自立支援 事後申請	高齢者自立支援住宅改修給付の請求書に記入する金額（区への請求金額）を教えてください。	「 高齢者自立支援住宅改修給付給付券（施工業者へ送付） 」の「 公費負担金額 」が、区への請求金額になります。
25	介護保険 事後申請	領収書の宛名が利用者（被保険者）以外でも認められますか。また、保険対象外工事を行った場合に、領収金額に含める必要がありますか。	領収書の宛名は、見積書の宛名と同様に利用者（フルネーム）以外には認められません。 また、保険対象外工事が含まれる場合は、対象外部分を含めた金額で領収書を作成し、別途工事費の内訳書を添付するか、領収書の余白部分に保険対象工事と対象外工事の金額内訳を記載しておいてください。発行される領収書は複数枚でも構いません。 利用者から施工業者への領収金額は、償還払いであれば工事代金全額、受領委任払いであれば利用者負担分と保険対象外工事金額です。利用者負担分は、「介護保険負担割合証」にて確認してください。 もし高齢者自立支援住宅改修給付を併用している場合には、同制度の 公費負担金額（区から施工業者への支給額）を除いた金額を利用者から領収してください 。これは、高齢者自立支援住宅改修給付制度の公費負担額は区から施工業者に支払われるためです。
26	介護保険 事後申請	領収書は原本の提出が必要ですか。	原本の提出が必要です。 なお、ご提出いただいた領収書は、窓口申請では領収書の内容を確認した後お返しします。郵送申請でご提出いただいた領収書は、後日「 介護保険給付費支給決定通知書 」と併せて利用者にお返しします。
27	介護保険 事後申請	住宅改修費の支給について、いつ時点の負担割合に基づいて支給することとなるのか。	領収書記載日時点（領収年月日）における負担割合を適用することとなります。 ※負担割合については、事前申請書作成前にケアマネジャーも含めて利用者と施工業者において「介護保険負担割合証」でご確認願います。
28	介護保険 事後申請	領収書の内容は、保険外給付の工事費用を含めた金額でよいのか。	保険外給付を含めた金額で可です。ただし、この場合、介護保険と保険外給付の費用がわかるように、領収書のただし書き欄にそれぞれの金額内訳を記入してください。
29	介護保険 事後申請	償還払い申請の場合、住宅改修費の支給は、事後申請書類を提出した後、いつ頃支給されますか。	介護保険の事後申請書類を提出した月の、 翌月末日以降にご指定の金融機関口座へ支給します。 例えば、5月15日に事後申請書類を提出した（書類や工事内容に不備等が無い）場合は、6月30日以降の支給となります。支給月の20日頃に「介護保険支給額決定通知書」を利用者へ送付しますので、支給額をご確認願います。
30	介護保険 事後申請	約1年前に工事が完了し代金も支払いましたが、事後申請するのを忘れていました。これから申請しようと思いますが、いつまでに申請をすれば支給対象となりますか。	代金完済日（領収書の領収年月日）の翌日から2年以内に事後申請すれば支給対象となります。
31	介護保険 事後申請	償還払いの請求書の振込先を利用者本人以外の口座に指定する場合はどのようにすればよいですか。	請求書と一緒に「委任状」を提出してください。 委任状は、区ホームページに掲載しています。この場合、請求書の振込先の欄に代理人（ご親族等）の振込口座等をご記入ください。
32	介護保険 事後申請	住宅改修中に利用者がお亡くなりになりました。この場合、介護保険住宅改修の支給対象外となりますか	住宅改修中に利用者が死亡した場合は、死亡時まで完成している部分に限り、介護保険の給付対象となります。工事契約時に未完工事の取扱いについて想定・整理し、利用者と施工業者において同意をとられるよう推奨いたします。 事後申請のお手続きの際には、「請求申立書」に代表相続人の金融機関口座等を記入の上ご提出ください。請求申立書は練馬区ホームページに掲載しています。
33	介護保険 高齢者自立支援 事後申請	工事も終わり代金も支払ったので事後申請をしようと思いますが、工事中に要介護認定の区分変更申請を行い認定結果がまだ出ていません。この場合、介護保険および高齢者自立支援住宅改修給付の事後申請は可能ですか。	工事完了日および代金支払い日（領収年月日）が、区分変更申請日より後（要介護認定期間内）であれば、区分変更申請の認定結果が出てから事後申請してください。 【例1】工事完了日4月2日、代金支払い日4月3日、区分変更申請日4月3日 ⇒区分変更申請日まで要介護認定がありますので、事後申請できます。 【例2】工事完了日4月2日、代金支払い日4月3日、区分変更申請日4月2日以前 ⇒区分変更申請日が4月2日以前であれば、区分変更申請の認定結果が出てから事後申請してください。
34	介護保険 事後申請	介護保険の住宅改修支給額は、保険対象工事額の9割から7割だが、小数点未満は切り捨てかそれとも切り上げか。	支給額（保険給付額）は、小数点未満切り捨てです。 【例】工事金額が65,735円で、利用者負担が1割の場合 65,735×9割=59,161.5円（支給額は、59,161円）
35	高齢者自立支援 事後申請	高齢者自立支援住宅改修の利用者負担分は、対象工事代金または支給限度額の9割相当分ですが、端数処理はどのようにしているのか。	利用者負担分は、10円未満未満切り捨てです（ただし生活保護を受給している利用者等の利用者負担はありません）。 【例】洋式便器化工事代金88,888円 利用者は生活保護を受給しておらず、過去に支給履歴がない場合 利用者負担額が8,880円（10円未満切り捨て）となり、80,008円が区から施工業者への支給額（公費負担額）になります。

練馬区介護保険住宅改修・高齢者自立支援住宅改修Q&A

※他保険者の場合は、必ず当該保険者に確認をしてください。

No.	種別	質問	回答
36	介護保険 高齢者自立支援	住宅の新築や増改築は住宅改修と認められていないが、新築住宅の竣工日以降に手すりを取り付ける場合は、給付対象となるか。	竣工日以降に、手すりを設置する場合は住宅改修の支給対象となります。
37	介護保険 高齢者自立支援（予防給付）	手すりや畳等が古くなったための交換やはり替える等の床材の変更は、介護保険住宅改修の支給対象となるか。	単なる老朽化や破損などが原因の住宅改修は支給対象となりません。
38	介護保険 高齢者自立支援	賃貸アパートの廊下などの共用部分は住宅改修費の対象となるか。	賃貸アパート等の集合住宅の場合、一般的に、住宅改修は当該高齢者の専用の居室内に限られるものとするが、洗面所やトイレが共同となっている場合など当該高齢者の通常の生活領域と認められる特別な事情により共用部分について住宅改修が必要であれば、住宅の所有者の承諾を得て住宅改修を行うことは可能であり、支給対象となります（事前申請提出時のケアマネジャー作成による「理由書」に詳細を記載しておいてください。）。「しかしながら、住宅の所有者が恣意的に、当該高齢者に共用部分の住宅改修を強要する場合も想定されるので、高齢者の身体状況、生活領域、希望等に応じて判断すべきものであります。
39	介護保険 高齢者自立支援	家族が大工を営んでいるが、住宅改修工事を発注した場合、工賃も支給申請の対象とすることができるのか。	被保険者が自ら住宅改修のための材料を購入し、本人又は家族等により住宅改修が行われる場合は、材料の購入費を住宅改修費の支給対象となります。この場合も一般的には材料の購入費のみが支給対象となり工賃は支給対象外となります。
40	介護保険 高齢者自立支援（予防給付） 手すり	靴箱や家具等への手すりの取り付けは住宅改修の支給対象となるか。	固定されていない靴箱や家具に手すりを取り付けた場合、介護保険住宅改修の支給対象外となります。
41	介護保険 高齢者自立支援（予防給付） 手すり	手すりには、円柱型などの握る手すりのほか、上部平坦型（棚状のもの）もあるが、住宅改修の支給対象となるか。	支給対象となります。高齢者によっては握力がほとんどない場合やしっかり握れない場合もあるので、高齢者の身体状況に応じて手すりの形状を選択することが重要です。必要性については、事前申請提出時のケアマネジャー作成による「理由書」に詳細を記載しておいてください。
42	介護保険 高齢者自立支援（予防給付） 手すり	現在付いている手すりが握りにくくなり、付け替えを希望する場合、住宅改修費の支給対象となるか。	介護の必要性が高くなり、現在付いている手すりでは高さや太さ、材質等が身体状況に合わなくなったというような理由がある場合は給付の対象となります。しかし、単に老朽化という理由では対象外です。必要性については、事前申請提出時のケアマネジャー作成による「理由書」に詳細を記載しておいてください。
43	介護保険 高齢者自立支援（予防給付） 手すり 段差解消	玄関から道路までの段差解消や手すりの設置は住宅改修の支給対象となるか。	対象となります。対象となる工事の種類は、通路への手すりの設置、通路へのスロープの設置、コンクリート舗装への変更等である。
44	介護保険 高齢者自立支援（予防給付） 段差解消	床の段差を解消するため浴室用のこを制作し、設置する場合は住宅改修の支給対象となるか。	浴室用（建物へ固定されていない）すのこは、特定福祉用具の入浴補助用具の浴室内のすのこ（浴室内に置いて浴室の床の段差の解消ができるものに限る）に該当するものと考えられるので、住宅改修ではなく福祉用具購入の支給対象となります。
45	介護保険 高齢者自立支援（予防給付） 段差解消	上がり框の段差の緩和のため、式台を設置したり、上がり框の段差を2段にしたりする工事は支給対象となるか。	式台については工事をして固定するものは床段差の解消として住宅改修の支給対象となりますが、取り外しや持ち運びが容易なものは対象外となります。また、上がり框を2段にする工事は床段差の解消として住宅改修の支給対象となります。

練馬区介護保険住宅改修・高齢者自立支援住宅改修Q&A

※他保険者の場合は、必ず当該保険者に確認をしてください。

No.	種別	質問	回答
46	介護保険 高齢者自立支援（予防給付） 段差解消	居室から屋外に出るため、玄関ではなく、掃出し窓にスロープを設置する工事は対象となるのか。また、スロープから先の道路までの通路を設置する工事は対象となるのか。	玄関にスロープを設置する場合と同様に、スロープは段差の解消として、通路の設置も通路面の材料の変更として、住宅改修の支給対象となります。
47	介護保険 高齢者自立支援（予防給付） 段差解消	玄関から道路までの通路の階段の段差を緩やかにする工事は住宅改修の支給対象となるのか。	玄関の上がり框（かまち）への式台の設置等と同様に、段差の解消として支給対象となります。
48	介護保険 高齢者自立支援（設備給付） 段差解消	浴室床と浴槽の底の高低差を適切なものとするために行う浴槽の取替えも「段差の解消」として住宅改修の支給対象として取り扱ってよいか。	支給対象となります。ただし、浴室床と浴槽の底の高低差が変わらない浴槽の取替えは、住宅改修の支給対象外です。 なお、浴槽の場合はご家族等も使用しますので、ご家族等も含めた使用者の安全性や使い勝手を考慮した工事が望まれます。事前申請提出時のケアマネジャー作成による「理由書」等に浴槽のまたぎの高さの変更理由等の詳細を記載しておいてください。
49	介護保険 段差解消	脱衣所と浴室床の段差を解消するため、浴室床のかさ上げ又はすのこの設置（住宅改修に係るものに限る）を行った。浴室床が上がったために、水栓の蛇口の下に洗面器が入らなくなったときに、水栓の蛇口の位置を変更する工事は、段差解消に伴う付帯工事として取り扱うこととしてよいか。	段差解消に伴う付帯工事としてみとめられます。
50	介護保険 段差解消	窓サッシから掃出しサッシへの変更をする場合に、一部外壁を撤去するものは住宅改修の支給対象となるか。	間口の拡大については保険給付の対象外です。
51	介護保険 段差解消	昇降機、リフト、段差解消機等の設置は住宅改修の支給対象となるか。	昇降機、リフト、段差解消機等といった動力により床段差を解消する機器を設置する工事は住宅改修の支給対象外です。機器を利用するための動線の安全確保は住宅改修の対象となります。 ※リフトについては、移動式、固定式又は据え置き式のもの、移動用リフトとして福祉用具貸与の支給対象となります。
52	介護保険 高齢者自立支援（予防給付） 床材変更	「滑りの防止及び移動の円滑化等のため床又は通路面の材料の変更」について、居室においては、畳敷から板製床材、ビニル系床材等への変更等が想定されると通知されているが、畳敷から畳敷（転倒時の衝撃緩和機能が付加された畳床を使用したものなど同様の機能を有するものを含む。以下同じ。）への変更や板製床材等から畳敷への変更についても認められるか。	要介護被保険者等の心身の状況、住宅の状況等を勘案して必要と認められる場合には、住宅改修の支給対象となります。
53	介護保険 高齢者自立支援（予防給付） 床材変更	滑りの防止を図るための床材の表面の加工（溝をつけるなど）は、住宅改修の支給対象となるか。また、階段にノンスリップを付けたリ、カーベットを張り付けたりする場合は支給対象となるか。	いずれも床材の変更として住宅改修の支給対象となります。 なお、ノンスリップが突き出しており、あまりに滑りが悪いとつまずき転落する危険性もあるので、工事に当たっては十分に注意が必要です。
54	介護保険 高齢者自立支援（予防給付） 床材変更	畳からフローリングに変更する際、掘りごたつを埋めるのは介護保険の住宅改修として認められるか。	床材変更の付帯工事および安全な動線の確保として住宅改修給付の対象となります。 ただし、掘りごたつのみを埋める工事は支給対象外です。
55	介護保険 高齢者自立支援（予防給付） 床材変更	通路面の材料の変更としてはどのような材料が考えられるか。また、この場合の路盤の整備は付帯工事として支給対象となるのか。	例えば、コンクリート舗装、アスファルト舗装、タイル舗装、レンガ舗装等が考えられます。安全な動線の確保として支給対象となります。

練馬区介護保険住宅改修・高齢者自立支援住宅改修Q&A

※他保険者の場合は、必ず当該保険者に確認をしてください。

No.	種別	質問	回答
56	介護保険 高齢者自立支援（予防給付） 扉の変更	扉そのものは取り替えないが、右開きの戸を左開きに変更する工事は住宅改修の支給対象となるか。	扉そのものを取り替えない場合であっても、身体の状況にあわせて性能が変われば、扉の取替えとして住宅改修の支給対象となります。具体的には、右開きの戸を左開きに変更する場合、ドアノブをレバー式把手等に変更する場合、戸車を設置する場合等多様な事例があります。事前申請提出時のケアマネジャー作成による「理由書」等に詳細を記載しておいてください。
57	介護保険 高齢者自立支援（予防給付） 扉の変更	車椅子での動線の確保のために扉を撤去する工事は住宅改修の支給対象となるか。	支給対象となります。
58	介護保険 高齢者自立支援（予防給付） 扉の変更	開き扉の門扉を引き戸に交換する工事は、住宅改修の支給対象となるか。	居住している敷地内であれば扉の取替えとして支給対象となります。
59	介護保険 高齢者自立支援 便器の洋式化	同じ場所のまま、便器の向きを変えるのは住宅改修の支給対象となるか。	被保険者の身体状況等から必要性が認められれば対象となります。
60	介護保険 高齢者自立支援 便器の洋式化	和式から洋式への便器の取り替えに伴う給排水設備工事は付帯工事として住宅改修の支給対象となるか。	和式から洋式への便器の取り替えに伴い、排水管の長さや位置を変更する工事につき、住宅改修の付帯工事の対象となります。
61	介護保険 高齢者自立支援 便器の洋式化	和式便器から、洗浄機能等が付加された洋式便器への取替えは住宅改修の支給対象となるか。	商品として洗浄便座一体型の洋式便器が一般的に供給されていることを考慮すれば、「洋式便器等への便器の取り替え」工事を行う際に、洗浄便座一体型の便器を取り付ける場合にあっては、住宅改修の支給対象となります。
62	介護保険 高齢者自立支援 便器の洋式化	既存の洋式便器の便座を、洗浄機能等が付加された便座に取替えた場合、住宅改修の支給対象となるか。	介護保険制度において便器の取替えを住宅改修の支給対象としているのは、立ち上がるのが困難な場合等を想定しているためです。洗浄機能等のみを目的として、これらの機能が付加された便座に取り替える場合は住宅改修の支給対象外です。
63	介護保険 高齢者自立支援 便器の洋式化	リウマチ等で膝が十分に曲がらなかつたり、便座から立ち上がるのが困難な場合等に、既存の洋式便器の便座の高さを高くしたい場合、次の工事は便器の取替えとして住宅改修の支給対象となるか。 ①洋式便器をかさ上げる工事 ②便器までの高さが高い洋式便器に取替える場合 ③補高便座を用いて座面の高さを高くする場合	①は支給対象となります。 ②については、既存の洋式便器が古くなったことにより新しい洋式便器に取り替えるという理由であれば、支給対象とはなりません。質問のように当該高齢者に適した高さにするために取り替えるという適切な理由があれば、便器の取替えとして住宅改修の支給対象となります。 ③については、住宅改修ではなく、腰掛便座（洋式便器の上に置いて高さを補うもの）として特定福祉用具購入の支給対象となります。ただし、心身の状況により、便座を高くすることに伴い同居の家族や対象者やうまく排泄ができなくなる可能性があるため、十分に注意が必要です。
64	介護保険 高齢者自立支援 便器の洋式化	和式便器の上に置いて腰掛式に変換するものは住宅改修の支給対象となるか。	腰掛便座として特定福祉用具購入の支給対象となります。
65	高齢者自立支援（設備給付） 流し・洗面台の交換	手を動かすのが難しい場合に、洗面台や流しの交換ではなく、ひねる蛇口からレバー式の蛇口へ交換したいが、高齢者自立支援の支給対象となるか？	支給対象となります。流しや洗面台を交換をするほどの身体状況ではなく蛇口を交換することで自立支援を促進できるということであれば対象とします。ただし、老朽化のための交換であれば対象外です。
66	高齢者自立支援（設備給付） 流し・洗面台の交換	車いすを利用するようになり、既存の洗面台が使用できなくなりました。この場合、車いすでも使える洗面台への交換工事は対象となるか。	支給対象となります。流し・洗面台の交換は、立位困難な方が対象で、身体状況を踏まえ既存の流し・洗面台の高さが高く姿勢を保つのが困難である場合や車いすで使用するために、高さの低い流し・洗面台への交換工事を支給対象としています。

練馬区介護保険住宅改修・高齢者自立支援住宅改修Q&A

※他保険者の場合は、必ず当該保険者に確認をしてください。

No.	種別	質問	回答
67	高齢者自立支援（設備給付） 玄関の造作物の撤去	車いすの利用者で、玄関に下駄箱等の造作物があり、車いすでの出入りが困難である場合、下駄箱等を撤去する工事は支給対象となるか。	支給対象となります。玄関スペースの拡張工事の対象は、車いす利用が前提となります。
68	高齢者自立支援（設備給付） 階段昇降機等	階段昇降機の給付対象となる要件は何ですか。	退院または退所後3か月以内で、1階に居住スペースを定めることができず、階段昇降が困難な方が対象です。 また、退院または退所予定が決まっており、病院・施設等の担当者が階段昇降運動が困難と判断した場合は、退院または退所前でも事前申請は可能です。しかし、設置後に退院または退所ができなかった場合や設置後に十分な活用が見込めない場合は、支給対象外となりますのでご注意ください。
69	高齢者自立支援（設備給付） 階段昇降機等	階段昇降機の設置工事は、区の職員が必ず現場確認を行うのですか。	工事前と工事後の両方とも、区の職員が必ず現場確認を行います。 現場確認の際には、利用者、ケアマネジャー、施工業者の方も立会い願います。